

メリットその8: 基金の助成

措置を実施しようとしている土地が、要措置区域に指定されることにより、土壌汚染対策基金による土壌汚染対策の助成を受けられる。	
概要	土壌汚染の措置を実施する際、自主的に区域指定の申請を行うことにより要措置区域に指定されたうえで、土壌汚染対策基金を活用することにより、<u>措置にかかる負担を軽減することができます。</u>
具体的には	自主調査を実施・指定の申請 ・要措置区域に指定 ・助成の可否・額の見積り 土地所有者等の手続き 措置内容の決定、助成金交付の申請 受理・審査・助成金の交付決定 (注) 数字は、対策事業費を1とした場合のそれぞれの負担割合（基本ケース） 出典：公益財団法人日本環境協会HP ○ 土壌汚染対策基金とは、法に基づき実施される土壌汚染対策を円滑に推進するため、環境大臣の指定する指定支援法人（公益財団法人日本環境協会）が助成事業などの支援業務を行うために平成15年に設置されたものです。 ○ 要措置区域における措置実施者が汚染原因者でなく、当該者の負担能力が十分でなければ（負担能力に関する基準は、「平成16年1月30日環境省告示4号」に記載）、助成を受けることができます。
留意点	この活用ケースは、助成の申請が認められることを期待して自主的に区域指定の申請をするものですが、「汚染原因者でないこと」や「負担能力に関する基準を満たしていること」等の条件が必要であり、全ての助成の申請が認められるとは限りません。このため、助成の申請が認められるかどうかについて、事前に都道府県知事等に確認する必要があります。